

養護老人ホームつばき
外部サービス利用型特定施設入居者生活介護
重要事項説明書

1. 事業者

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 萩市社会福祉事業団 |
| (2) 法人所在地 | 山口県萩市大字椿3460番地2 |
| (3) 電話番号 | 0838-24-4111 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 田中文夫 |
| (5) 設立年月日 | 平成16年2月20日 |

2. 事業所の概要

(1) 事業所の名称及び事業の種類等

- | | |
|---------|----------------------|
| 名 称 | 養護老人ホームつばき |
| 所 在 地 | 山口県萩市大字椿2398番地1 |
| 電 話 番 号 | 0838-24-4128 |
| 事業の種類 | 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護 |
| 利用定員 | 52名 |
| 指定年月日 | 平成18年10月1日 |
| 事業所番号 | 山口県第3570400543号 |

(2) 事業の目的

当事業所は、介護保険法令に従い、利用者が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、サービスを提供します。

(3) 事業の運営方針

- ①当事業所では、以下に記した内容について定めている運営規程に即し、利用者の生活全般にわたってサービスを提供することに努めます。

第1章 事業の目的及び運営の方針

第2章 外部サービス利用型特定施設職員の職種、員数及び職務の内容

第3章 入居定員及び居室数

第4章 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

第5章 受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称及び所在地

第6章 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続

第7章 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の利用に当たっての留意事項

第8章 緊急時等における対応方法

第9章 非常災害対策

第10章 その他運営に関する重要事項

- ②当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するように努めます。
- ③当事業所では、利用者の自主性を尊重し、サービス利用の自己決定をしていただくとともに、利用者が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援します。
- ④当事業所は、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

3. 当事業所が提供するサービスの相談窓口

相談窓口：生活相談員 榎坂 周平 電話番号：0838-24-4128

4. 職員体制および勤務体制

当事業所では、ご契約者に対して施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

■職員体制（主たる職員）

職員の職種	員数	事業者の指定基準	保有資格	業務内容
施設長	1人	1人	社会福祉士	事業所の職員及び業務管理を一元的に行います。
生活相談員	1人以上	1以上	社会福祉士 介護支援専門員	入所者及びその家族への生活相談に対応するとともに、必要な助言その他の援助を行います。
計画作成担当者	1人以上	1以上	社会福祉士 介護支援専門員	特定施設サービス計画の作成を行います。
介護職員	8人以上	3以上	介護福祉士 看護師 準看護師 ヘルパー2級等	入所者の自立支援及び日常生活の充実のため全般にわたる介護を行います。

■勤務体制

職 種	勤務時間	
施設長 生活相談員	日勤	8：30～17：30
介護職	早出	7：00～16：00
	日勤	8：30～17：30
	遅出	9：30～18：30
	夜勤	17：00～翌10：00
	夜間対応	17：00～翌8：30

5. 施設の概要

敷地	10,944.35㎡	
建物	構造	鉄筋コンクリート造3階建て（耐火建築）
	延べ床面積	2,595.03㎡（2階のみ）
	利用定員	52名（うち、ショートステイ2名）

■主な設備

設備の種類	内訳		設備の種類	内訳	
	数量	面積（㎡）		数量	面積（㎡）
居室（1人定員）	54	10.6～	介護職員室	2	81.40
		10.97			10.34
静養室（2人定員）	1	30.62	医務室	1	22.33
食堂	1	182.17	面接室	1	25.60
一般・特殊浴室	1	74.51	面談室	1	8.50
個室トイレ	17	2.59	厨房（1階兼用）	1	348.54
車椅子用トイレ	5	6.49	洗濯室（兼用）	1	87.35
談話コーナー※	5	52.18	理容室（1階兼用）	1	19.84

※談話コーナーのうち1ヶ所は、食堂と兼用です。

6. サービスの内容

（1）基本サービス

①特定施設サービス計画の立案

事業者は、次の各号に定める事項を計画作成担当者が行います。

- ア. 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供にあたっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を把握し、利用者が自立した生活を営むことができ

るよう支援する上で解決する課題を把握します。

- イ. 前規定の解決すべき課題を踏まえ、他の職員と協議して、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の目標及び達成時期、目標達成のための具体的サービスの内容、サービス提供上の留意点、サービス提供の期間等を記載した特定施設サービス計画の原案を作成し、利用者並びにその家族へ説明し、文書により同意を得ます。
- ウ. 特定施設サービス計画を作成したときは、利用者へ交付します。
- エ. 特定施設サービス計画に基づき利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行います。
- オ. 他の関係機関との連携を継続的に行うことにより、特定施設サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該計画に記載したサービス提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は当該計画の実施状況の把握（モニタリング）を行うとともに、利用者について解決する課題を把握します。
- カ. モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行います。

②利用者の安否の確認

事業所の職員により利用者の日常の心身の状況、生活状況を常に気配りします。

③生活相談等

生活相談員をはじめ職員が、日常生活に関すること等の相談に応じます。

(2) 受託特定施設サービス

特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、療養その他日常生活上の支援について、事業所が委託する下記の指定居宅サービス事業者により提供します。

①指定訪問介護事業所

社会福祉法人 萩市社会福祉事業団
萩市ヘルパーステーションつばき
住 所 山口県萩市大字椿 2398 番地 1
電話番号 0838-25-2899

社会福祉法人 萩市社会福祉事業団
萩市ヘルパーステーションかがやき
住 所 山口県萩市大字椿 2398 番地 1
電話番号 0838-24-4123

②指定通所介護事業所

社会府福祉法人 萩市社会福祉事業団
萩市デイサービスセンターかがやき
住 所 山口県萩市大字椿 3460-2
電話番号 0838-24-4111

社会福祉法人 萩市社会福祉事業団
萩市中津江デイサービスセンターなごみ
住 所 山口県萩市大字椿東 315-6
電話番号 0838-24-1753

③次の指定居宅サービスは、利用者の希望や心身の状況等に応じて事業所がその都度委託する事業者より提供します。

- ・ 指定訪問入浴介護
- ・ 指定福祉用具貸与

(3) 設備の使用、手続き並びに介護サービス等

次の事項などのほか、入居に関する契約書の規定によりますので、ご参照ください。

①居室

当施設の居室はすべて個室です（静養室を除く）。入所後は利用者の状況に応じて居室変更があります。居室移動に関する事項は以下の通りです。

ア. 利用者は、原則として別に定める利用契約書により締結した居室を使用するものとします。ただし、適切に介護サービスを受けることが困難な場合であって次の各号に定める場合には、事業所に利用していない居室がある場合に限り、利用者の希望により居室を移動することができます。

- 1) 日照、採光などの環境が、より適切なサービス提供をする合理的理由があるとき
- 2) 現に利用している居室の設備等がより適切なサービス提供をするうえで著しい支障があるとき
- 3) より適切なサービス提供をするうえで、他の利用者との関係が日常生活を送るうえで著しい支障があるとき
- 4) その他既に利用している居室がより適切なサービス提供をするため、利用者の日常生活上著しい支障があるとき

イ. 事業所は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に著しい支障があると認めるときは、事業所の管理者は利用者の同意を得て、居室を移動させることがあります。

ウ. 居室の移動を希望する利用者は必ずその理由を管理者へ伝えてください。

エ. 事業所は前項を受理したときは、その適否を利用者に連絡します。

オ. 事業所が利用者の居室を移動させる場合は、必ず利用者の同意を得ます。

カ. 居室移動をした利用者は、移動する前に使用していた居室を入居前の現状に復してください。その費用は利用者の負担とします。

②食事

朝食 7時45分頃～ 昼食 11時45分頃～ 夕食 17時15分頃～

- ・食事は利用者の摂取状況に合わせて調理します。
- ・医師の指示による食事の提供を行います。
- ・食事介助は原則として、介護予防特定施設サービス計画に沿って受託居宅サービスにて対応します。職員へ相談してください。
- ③入浴介助は原則として、特定施設サービス計画に沿って受託居宅サービスにて対応します。職員へ相談してください。
- ④その他日常生活上の更衣、排泄、体位交換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等の介護は特定施設サービス計画に沿って行います。
- ⑤機能訓練は日常生活動作の維持又は向上を日頃の生活の中で実施します。必要に応じて、特定施設サービス計画に沿って受託居宅サービスにて対応します。職員へ相談してください。
- ⑥健康管理については、ご利用開始後健康状態を把握するため、協力病院への受診をいたします。また、原則毎月1回診療室にて協力病院の嘱託医による診察や健康相談サービスを受けることができます。その他眼科医、歯科医の受診もできますのでご相談ください。
- ⑦定期的に居室等巡回し、利用者の安否確認を行い、その状況を記録します。

7. 施設の利用に当たっての留意事項

(1) 居室

居室は個室とし、ベッド及び収納、非常通報装置、洗面台を備品として備えます。

(2) 浴室

事業所は、浴室には利用者が使用しやすいよう、一般浴槽の他に要介護者等のための必要な設備等を備えます。

(3) 便所

事業所は、必要に応じて非常用設備を備えた便所を各所に設置します。

(4) 食堂

事業所は、利用者の全員が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が使用できるテーブル・椅子・箸や食器類などの備品類を備えます。

(5) 喫煙

①喫煙は、事業所内の所定の場所に限ります。

それ以外の場所では、居室内等を含み禁煙とします。

②煙草、ライター等喫煙に関する物については21時から翌朝6時30分まで介護職員室に預けることとします。

(6) 飲酒

- ①飲酒は、事業所内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所は居室内を含み禁酒に協力していただきます。
- ②外出した場合においても禁酒に協力していただきます。

(7) 衛生保持

利用者は、事業所の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために事業所に協力していただきます。

(8) 禁止行為

利用者は、事業所で次の行為をしてはなりません。

- ①宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- ②けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- ③事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- ④指定した場所以外で火気を用いること。
- ⑤故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。
- ⑥決められた喫煙場所以外で喫煙すること。

(9) 利用者に関する市町村への通知

利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- ①正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- ②偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

(10) 利用者の家族との連携

事業所は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流の機会を確保します。

8. 利用者の安否確認

事業所は、利用者の安否確認を行うため毎日必ず1回は居室を訪問し、様子等の確認を行い記録します。

9. 緊急時における対応

事業所は、利用者の心身状況に急変が生じた場合その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに協力医療機関に連絡するとともに、できるだけ速やかにその家族に連絡するなど必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

当事業所は、利用者の心身状況に急変が生じた場合その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに協力医療機関に連絡するとともに、できるだけ速やかにその家族に連絡するなど必要な措置を講じます。また場合によっては市町村等関係機関に連絡します。

11. 非常災害対策

当事業所は、非常災害その他緊急の事態に備え、防災及び避難に関する計画を作成し職員に周知するとともに、当該計画に従って、年2回以上の避難誘導訓練その他必要な訓練等を行います。

12. 損害時賠償

(1) 利用者又はその家族等が故意又は過失によって施設（設備及び備品）に損害を与えた場合、若しくは、備品の形状を変更なされた場合にはその損害を弁償し、又は現状を回復していただきます。

(2) 損害賠償の額は、利用者の事情を考慮して減免する事があります。

13. 虐待防止に関する事項

当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のために委員会を設置するとともに、職員に対する研修の実施や苦情対応処理体制の整備、その他必要な措置を講じるとともに、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市に通報します。

14. 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の①～③の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。

また、事業者として身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- ①切迫性・・・直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合
- ②非代替性・・・身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合
- ③一時性・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合

15. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

16. 介護保険サービスに関わる利用料

(1) 介護保険適用の利用限度額（1ヶ月）

	負担割合	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. 利用料金		167,650円	197,650円	270,480円	309,380円	362,170円
2. うち、介護保険から 給付される金額	1割	150,885円	177,885円	243,432円	278,442円	325,953円
	2割	134,120円	158,120円	216,384円	247,504円	289,736円
	3割	117,355円	138,355円	189,336円	216,566円	253,519円
3. サービス利用に係る 自己負担	1割	16,765円	19,765円	27,048円	30,938円	36,217円
	2割	33,530円	39,530円	54,096円	61,876円	72,434円
	3割	50,295円	59,295円	81,144円	92,314円	108,651円

※利用限度額を超えるサービス利用料については、介護保険適用外となり全額自己負担となります。

※利用限度額内の自己負担については、収入に応じて高額介護サービス費の支給や、介護サービス利用者負担加算等の軽減措置を受けられる場合があります。

17. 利用料金

(1) 介護保険が適用される基本料金

	負担割合	利用料金	保険給付額	利用者負担額
基本サービス利用料	1割	840円	756円	84円
	2割	840円	672円	168円
	3割	840円	588円	252円

▼加算に関する事項（加算対象者となり基本サービスを受けた場合）

加算項目	加算額	1割負担	2割負担	3割負担
障害者等支援加算	200 円/日	20 円	40 円	60 円
協力医療機関連携加算	1,000 円/月	100 円	200 円	300 円
退居時情報提供加算	2,500 円/回	250 円	500 円	750 円
退院・退所時連携加算	300 円/日	30 円	60 円	90 円
サービス提供体制強化加算 (I)	220 円/月	22 円	44 円	66 円

※介護職員等処遇改善加算（I）：介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に 12.8%を乗じた単位数

(2) 介護保険が適用される各居宅サービスを利用した場合の利用料金

①訪問介護（1回につき）

		負担割合	15分未満	15分以上 30分未満	30分以上 45分未満	45分以上 60分未満	60分以上 75分未満	75分以上 90分未満	
身体介護中心	1. 利用料金		940 円	1,890 円	2,560 円	3,410 円	4,260 円	5,110 円	
	2. うち、介護保険から 給付される金額	1割	846 円	1,701 円	2,304 円	3,069 円	3,834 円	4,599 円	
		2割	752 円	1,512 円	2,048 円	2,728 円	3,408 円	4,088 円	
		3割	658 円	1,323 円	1,792 円	2,387 円	2,982 円	3,577 円	
	3. サービス利用に係る 自己負担（1－2）	1割	94 円	189 円	256 円	341 円	426 円	511 円	
		2割	188 円	378 円	512 円	682 円	852 円	1,022 円	
		3割	282 円	567 円	768 円	1,023 円	1,278 円	1,533 円	
	生活援助中心	1. 利用料金		480 円	940 円	1,420 円	1,900 円	2,140 円	2,560 円
		2. うち、介護保険から 給付される金額	1割	432 円	846 円	1,278 円	1,710 円	1,926 円	2,304 円
2割			384 円	752 円	1,136 円	1,520 円	1,712 円	2,048 円	
3割			336 円	658 円	994 円	1,330 円	1,498 円	1,792 円	
3. サービス利用に係る 自己負担（1－2）		1割	48 円	94 円	142 円	190 円	214 円	256 円	
		2割	96 円	188 円	284 円	380 円	428 円	512 円	
		3割	144 円	282 円	426 円	570 円	642 円	768 円	

※90分以上の身体介護については、557単位に所要時間から計算して15分を増すごとに36単位を加算した単位です。利用料金はその単位に10円を乗じた額となります。

②通所介護（1回につき 例：通常規模型6時間以上7時間未満の基本利用料）

	負担割合	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. 利用料金		5,260円	6,200円	7,160円	8,110円	9,070円
2. うち、介護保険から 給付される金額	1割	4,734円	5,580円	6,444円	7,299円	8,163円
	2割	4,208円	4,960円	5,728円	6,488円	7,256円
	3割	3,862円	4,340円	5,012円	5,677円	6,349円
3. サービス利用に係る 自己負担	1割	526円	620円	716円	811円	907円
	2割	1,052円	1,240円	1,432円	1,622円	1,814円
	3割	1,578円	1,860円	2,148円	2,433円	2,721円

※別にその他加算を算定する場合があります

※昼の食事代が別途600円程度実費負担（1回につき）となります

（3）利用料の変更等

- ①事業所は、介護保険法など関係法令の改正等及び経済状況の著しい変化、その他止むを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができるものとします。
- ②事業所は、前項の規定により利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明、同意を得るものとします。

18. その他のサービス

定期的に理美容の機会を設けておりますので、実費負担にてご利用頂けます。ご希望の方はお申出ください。料金は次の通りです。

[利用料金]

理容：カット・顔そり	1回	2,200円
理容：顔そり	1回	1,100円
美容：カット	1回	1,650円
美容：パーマ	1回	4,400円
美容：毛染め	1回	4,400円
美容：毛染め＋パーマ	1回	8,800円

※毛染めとパーマについてはカット代含む

(2) レクリエーション

年間を通して利用者の交流会等の行事を行います。行事によっては別途参加費がかかるものもあります。

(3) 買い物

定期的に嗜好品等の買い物の機会を提供しています。ご希望の方は実費負担にてご利用頂けます。料金は販売事業者へ直接お支払いいただきます。

(4) その他実費負担となるもの

上記の他に、実費負担が発生するものは、次の表のとおりです。

▼日常生活上必要となるもの

項目	品目	単位	本体価格	消費税	合計金額
電気代	テレビ（持込）	1日	27円	3円	30円
	電気毛布	1日	45円	5円	50円
	洗濯機・乾燥機 ^{※1}	1月	727円	73円	800円
日用品等	洗濯代（施設委託） ^{※2}	1月	2,210円	221円	2,431円
	紙おむつ、パット類	1回			実費

※1 ご自分で洗濯される方が対象です

※2 ・施設サービス計画に位置づけられたもの以外の場合
・ご自分で洗濯される方を除く
・施設外でのクリーニング代金は別途実費負担です

19. 支払方法

毎月20日までに、前月分利用料金について請求いたしますので、25日までに次のいずれかの方法でお支払ください。

また、自動引き落としの手続きをされた場合は、原則、毎月25日にご指定の口座より振替をいたします。

なお、振替日が金融機関の休業日に当たる場合は、金融機関の翌営業日となります。

イ. 現金持参又は現金書留等による送金

ロ. 下記、指定口座への振込

山口銀行 萩支店 普通預金 6295773

社会福祉法人 萩市社会福祉事業団

※振込手数料は、お客様負担とさせていただきます

ハ. 下記、指定金融機関からの口座振替（引き落とし）

ご利用できる金融機関：

- ・ 山口銀行
- ・ 山口県農業協同組合
- ・ 山口県漁業協同組合
- ・ 郵便局（ゆうちょ銀行）
- ・ 萩山口信用金庫

20. サービス内容に関する相談・苦情

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

▼苦情の受付窓口（担当者）

[職名] 施設長 [氏名] 福間 一樹

▼受付時間

月曜日～金曜日（祝祭日を除く） 午前8時30分～午後5時30分

(2) 第三者委員

- ・ 岡野 雅治
- ・ 梅尾 一恵
- ・ 梅木 幹司

(3) 行政機関その他苦情受付機関

萩市地域包括支援センター	所在地 萩市大字江向510番地 電話番号 (0838) 24-5656 受付時間 8:30～17:15
萩市福祉部高齢者支援課 介護保険係	所在地 萩市大字江向510番地 電話番号 (0838) 25-3368 受付時間 8:30～17:15

山口県健康福祉部 長寿社会課介護保険班	所在地 山口市滝町1-1 電話番号 (083) 933-2774 受付時間 8:30~17:15
山口県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	所在地 山口市大字朝田字岡の口1980番地の7 電話番号 (083) 995-1010 受付時間 8:30~17:15
山口県社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会	所在地 山口市大手町9-6 電話番号 (083) 924-2837 受付時間 8:30~17:15

当事業所の外部サービス利用型特定施設入居者生活介護にあたり、利用者に対して契約書並びに契約書別紙および本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

【事業者】

〒758-0061

山口県萩市大字椿字門田3460-2

社会福祉法人 萩市社会福祉事業団

理事長 田中 文夫

利用者並びに身元引受人は、契約書並びに契約書別紙および本書面により、事業者から外部サービス利用型特定施設入居者生活介護について重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

[利用者]

住 所 _____

氏 名 _____ 印

[身元引受人]

住 所 _____

氏 名 _____ 印